

論  
説

## 「反ユダヤ主義」との闘い

——フランスの経験——

成  
嶋  
隆

## はじめに

「ユダヤ人に対する差別・憎悪を助長する言論は法的に規制されるべきか」——この設問は、一九八九年、筆者がカナダ政府の助成を得て同国を訪れ、そこで「キーグストラ事件」に接して以来、頭から離れなかつたものである。この事件は、高校教師キーグストラ (James Keegstra) が、教室で「ユダヤ人は世界支配を企む陰謀集団」な

どと発言したことが、カナダ刑法の「憎悪助長罪」に問われたものである。裁判では、憎悪・差別の言論に法的な制裁を課すことが「カナダ権利自由憲章」に謳われた表現の自由の保障に反しないか、という難解な憲法問題が問われた。筆者は、一九九〇年の日本カナダ学会においてこの問題について報告し、これを基にした論稿を同学会誌に発表した。<sup>(1)</sup>さらに、昨年刊行された共著にも、これをテーマとする論稿を寄せた。<sup>(2)</sup>一方、この事件の当初よバータ州にある、アルバータ大学法学部のブルース・P・エルマン (Bruce P. Elman) 教授は、この事件を当初よ注視してきたが、昨年新潟大学法学部を訪れた際に、「レイシズム言論と闘う」と題する報告を行い、さらにこれを同学部紀要にまとめている。<sup>(3)</sup>同教授のスタンスは、刑事制裁よりも人権立法による規制が望ましいとするものである。現在、キーングストラに対する三度目の事実審が開始されようとする段階で、カナダ国内の世論にも刑法による処罰に疑義を唱える主張が現れており、憎悪言論への対処をめぐる模索が引き続き行われている。<sup>(4)</sup>

一九九二年から一九九三年にかけて、筆者はフランスにて在外研修の機会を得た。滞在中に、ここでも「反ユダヤ主義」の言論をめぐる係争が起きていることを知った。それらの問題は、カナダのそれと同じく憎悪・差別の言論に対する法規制のあり方という難問を提起するものであった。

小論は、わが国でもしだいに問題化してきた「差別的表現」の問題に、他の先進国がいかなる経験をしているか、そこからいかなる教訓が引き出されるかを検討することを課題とする。ただし、紙幅の制約上、検討の対象はフランスに限定する。

## 一 「反ユダヤ主義」「反シオニスム」——「歴史見直し論」「歴史否 定論」

フランスについて右の問題を検討する際、そこに登場するいくつかの観念につき解説しておく必要がある。

今日、フランスにおいて、主としてユダヤ人を攻撃・非難のターゲットとする思想潮流は、多様な看板を掲げている。その第一は、「反ユダヤ主義」(antisemitisme) ないし「反シオニスム」(antisionisme) と呼ばれるものである。これらとともにユダヤ人排斥の思想であるが、歴史的には「反ユダヤ主義」が先行している。

「反ユダヤ主義」という言葉自体は、ドイツ人ウィルヘルム・マール (Wilhelm Marr) により一八七九年に提唱されたが、爾来、あらゆる形態のユダヤ人敵視の思想を指すものとして使用されるようになった。<sup>(5)</sup> ユダヤ人敵視の思想は、宗教的な理由により、古くはローマ帝国の時代に溯るが、今日のそれとの連続性を保つようになるのは一九世紀末以降のものである。この時期、ドイツでは宰相ビスマルクが自由主義勢力に対抗するという政治目的のために反ユダヤ主義を打ち出し、フランスではエドワール・デュルモン (Edouard Drumont) の著書『ユダヤ的フランス』(一八八六年) や、一八九四年に始まるドレフュス事件などによりこの思想が煽られた。反ユダヤ主義の勃興を社会経済的にみると、資本主義の帝国主義段階において、歴史的な事情により商業と手工業の領域に浸透していたユダヤ人が小ブルジョワ層の反感を買い、これを大ブルジョワジーが利用したところにこのイデオロギーが醸成された、といういきさつがある。<sup>(6)</sup> この時期の反ユダヤ主義は、論者により「近代反ユダヤ主義」

(antisemitisme moderne)<sup>(7)</sup> なし「古典的反ユダヤ主義」(antisemitisme classique)<sup>(8)</sup> などと呼ばれるが、それが「古典的」な一応の形態を整えるのは、「帝政ロシアの秘密警察が偽造したみじめな文書」<sup>(9)</sup>とされる「シオンの賢人のプロトコル」(*Les Protocoles des sages de Sion*)の出現、そしてこれを最大限に利用したヒトラーのユダヤ人敵視のプロバガンダによってであった。近代反ユダヤ主義は、古代以来のキリスト教的反ユダヤ主義、前述した経済的反ユダヤ主義そしてヒトラーの打ち出したアリア民族の優越性理論に基づく人種差別主義が合流したものである。<sup>(10)</sup>それは、ユダヤ人に対してあらゆる市民的権利の享有を否定する「辛辣」で「野蛮」な、そして「剥き出し」の反感を特徴とするものであった。<sup>(11)</sup>これがヒトラーにより悪用されたところに、アウシュヴィッツの悲劇が起きたのである。

近代反ユダヤ主義は、第二次世界大戦後に変貌する。「ヒトラーの犯罪」に対する国際的非難が、かつてのような直截的な反感を基調とする反ユダヤ主義の風潮をいくぶん押さえ込んだのである。ヨーロッパ各国では一時期、反ユダヤ主義が表舞台からは姿を消した。

一九四八年、イスラエルの建国とともに、「反シオニスム」というイデオロギーが出現する。これは、イスラエルを、東西対立の中で帝国主義陣営が中東地域を支配するために造った「人工国家」であるとし、その正当性を否定し、さらに建国の基礎にある思想としての「シオニスム」(sionisme)をも非難の対象とするものである。もともとはイスラエルに対抗するアラブ世界の中に醸成されたイデオロギーであり、当初は地域的にも限定されていた。これが国際的な思想潮流となるのは一九六〇年代末以降のことで、とくにシオニスムを人種差別主義と決めつけた一九七五年一月一〇日の国連総会決議がそのきっかけとなったとされる。<sup>(12)</sup>反シオニスムの初期の「発信源」は、

アラブ諸国とくにサウジ・アラビア、次いで(旧)ソ連である。一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、このイデオロギーは欧米各国に浸透し、そこでまず極左勢力を捉え、さらには極右をも捕捉する。一九八〇年代には、極右がこのイデオロギーのセンターとなっていく。

重要なことは、この反シオニズムが、民族自決の原則を否定するかたちでユダヤ国家イスラエルを攻撃し、さらにこの国家の正当性を支えるシオニズムを否定しようとしている点で、実際上は反ユダヤ主義に陥っているということである。<sup>(13)</sup> 言い換えれば、今日、反ユダヤ主義が、反シオニズムというヴェールの下に再登場しているのである。<sup>(14)</sup> ヨアナン・マノール (Yohanan Manor) は、反シオニズム=反ユダヤ主義の主なスローガンと、これらを発信する拠点勢力との対応関係を左表のようにまとめている。<sup>(15)</sup>

スローガン	ソ連	アラブ諸国	極左	極右
「ユダヤ人の世界支配の陰謀」 「ユダヤ人によるメディア支配」 「ユダヤ人による国際金融・銀行支配」 「ユダヤ教の犯罪的本質に由来する人道に反する罪」 「人種差別主義」 「ファシズム―ナチズム」 「大量虐殺」	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

「ホロコーストの悪用」	○	○		○
「ホロコーストのでっち上げ」	○	○		○
「平和の敵」	○	○		○

この表についてマノールもコメントするように、前の四つのスローガンは「古典的」なもの、後の七つが「新しい」ものである。四番目のスローガン（「ユダヤ人は」人道に反する罪を犯している<sup>15</sup>）は、したがって両者の橋渡し役を果たしている。「このスローガンは、実際、ユダヤ人とその遺伝的特質とを一般化し、必要な場合には、彼らを一括して犯罪者とすることを可能にする<sup>16</sup>」ものなのである。

反ユダヤ主義が、単なるイデオロギーとして存在するにとどまらず、これに影響された人々のユダヤ人攻撃を惹起していることを見過<sup>17</sup>してはならない。反ユダヤ主義に基づくとみられるユダヤ人攻撃の事件をまとめたマノール論文の統計によれば、一九七八年から一九八一年にかけて、北米・南米・ヨーロッパのいずれにおいてもこの種の事件が激増しており、とくに北米とヨーロッパを合わせると、その件数は約五倍に跳ね上がっている<sup>17</sup>。フランスに限って具体例をあげると、早くも一九五九年に『ラルース小事典』が社会主義者レオン・ブルム（Leon Blum）に対して反ユダヤ主義的な中傷を行うという事件が起き、一九六九年には「オルレアン<sup>18</sup>の噂」事件（「ユダヤ人経営の商店が婦女売買に加担している」との噂が流された事件）が起きている。八〇年代に入ると、ユダヤ人の学童、ユダヤ教会、ユダヤ人経営のレストランなどをターゲットとする爆弾テロが多発し、多くの犠牲者を出している<sup>18</sup>。

さて、右にみた反シオニスムないしその実体としての反ユダヤ主義は、ユダヤ人を歴史的な犯罪者と断ずるうえ

で、彼らのたどってきた歴史の経緯とりわけ最大の受難であったナチスによるユダヤ人絶滅政策の事実を全面的に否定しようとするイデオロギーである。かかるイデオロギーに理論的粉飾をほどこそうとする試みが、一九七〇年代から一九八〇年代にかけて登場する。これが「歴史見直し論」(revisionisme)ないし「歴史否定論」(negationisme)と呼ばれるものである。「見直し論」とは、「歴史の証言者の局部的な矛盾を唯一の根拠として、普遍的に確認された歴史的事実の存在自体を否定しようとする立場」<sup>(19)</sup>をさし、その立論そのものから、必然的に「否定論」に転化する傾向を有している。

見直し論(否定論)は、欧米諸国の中ではフランスにおいて最も盛んであるとされている。その先駆をなすのが、一九四八年に『ニュルンベルグまたは約束の地』(Nuremberg ou la terre promise)を著したモリス・バルデツシュ(Maurice Bardeche)である。その主張は次のように要約される。<sup>(20)</sup>

「1 ホロコーストは、ユダヤの影響を受けたアメリカおよびイギリスの指導部の取り巻き連中によりでっち上げられた虚構である。

2 ユダヤ民族の意図的かつ組織的なせん滅政策なるものは存在しなかった。したがって、ナチスに帰せられる過ちは通常の戦争犯罪の部類に属する。それは近代戦争の所産であり、連合国により行われた残虐行為と性質上なら異なる。

3 ドイツ国民は、ロシアの侵略から全ヨーロッパを防衛するという任務を、下手なやり方で行ったものと考えらるべきである。

4 ユダヤ人は第二次世界大戦を引き起こし、かつ歴史の陰謀を企んだことで二重に非難されねばならない。」

バルデツシュの議論を受け継いだのは、もともと極左出身のポール・ラシニエ(Paul Rassinier)である。彼

は一九六〇年代の一連の著作で、ナチスによる六〇〇万人のユダヤ人虐殺、強制収容所のガス室でのユダヤ人殺害や人体実験などの事実をことごとく否定した。

八〇年代に入り、見直し論・否定論が新たな展開をみるが、そこでの中心人物は、ラシニエの影響を強く受けたロベール・フォリソン (Robert Faurisson) (リヨン第二大学助教授) である。後にもみるように、その反ユダヤ主義的な言説により裁判にかけられることになる人物である。

見直し論・否定論が、いったんは収まりかけたにもかかわらず、八〇年代に再興した理由は何か。ピエール・ミルザ (Pierre Milza) はその論文の中で次のように説明する。——一九七〇年代のいわゆる冷戦構造が、東側からの脅威に対抗するものとしてのナチズムの復活を促したこと、ホロコーストの生き証人の減少などによりその記憶が薄れてきたこと、人々の関心がより物質的な豊かさに集まってきたこと、メディアがスクープ中心になってきたこと、さらにはイスラエルとアラブの紛争が拡大する中で、イスラエルが悪者扱いされるようになってきたこと、<sup>(21)</sup> などである。

時代状況の変化により再燃した見直し論・否定論は、八〇年代の後半になると、単に歴史学界における議論にとどまらず、極右の国民戦線党 (Front National) に代表される政治結社・団体がこれを取り入れるに及んで、世論の一つの潮流となって一層の展開をみるに至る。ここ数年の動きをみると、反ユダヤ主義・見直し論・否定論が混然となってヨーロッパを席卷している感がある。とりわけ西欧諸国では、大量に流入してくる移民が新たな社会不安の原因とされ、これがネオ・ナチズム、人種差別主義 (racisme) あるいは排外主義 (xenophobia) となって表れているが、こうした風潮も反ユダヤ感情をさらに高揚させる要素となっている。フランスはその典型例を示して

おり、一九九二年に行われた世論調査では、六一%のフランス人が反ユダヤ主義の台頭を感じているという。<sup>(22)</sup>

## 二 フランスにおける法的対応

反ユダヤ主義の言動を規制するうえで、フランスはいかなる法的対応をしているか。

フランスにおいて、特定の集団を侮辱しその名誉を毀損する言動を処罰する法令は、一八八一年の出版法を改正した一九三九年法がその嚆矢とされる。<sup>(23)</sup>しかし同法は、憎悪扇動の意図を犯罪の成立要件としていたため実効性が低かった。本格的な人種差別禁止立法は、一九七二年七月一日に制定された「人種差別の規制に関する法律」<sup>(24)</sup>を待たねばならなかった。この法律は、形式上は一八八一年出版法を改正するものだが、実質的にはその前年に成立した国連の「人種差別撤廃条約」の第四条（締約国における差別禁止立法などの措置を規定）<sup>(25)</sup>を実施する国内法としての性格をもつ。同法は、公的な場における演説などさまざまな表現行動により、人または人々の集団に対して、その出身または民族、国民、人種もしくは特定の宗教への所属の有無を理由として差別、憎悪、暴力を扇動したり名誉を毀損することを犯罪として処罰するものである。三九年法と比較すると、憎悪扇動の意図を犯罪成立要件からはずしたこと、三九年法の名誉毀損・侮辱に加えて差別・暴力の扇動を規定したこと、集団に対するものに加え、その集団に属する個人に対する言動をも規制の対象としたこと、そして私人に告訴権を付与したことなどの特徴がある。とくに最後のものは「付帯私訴」と呼ばれるもので、規約などで人種差別と闘うことを公言し、人種差別事

件が起きた日まで五年間登録されていたあらゆる団体に、同法に規定された犯罪につき刑事裁判を提訴し、私的当事者 (partie civile) として損害賠償を求めることを認める制度である。

反ユダヤ主義などの人種差別的言論をより直接に対象とする法律が、一九九〇年七月一三日に制定された。提案者の名前をとって「ゲソット法」(Loi Gayssot) とも呼ばれるこの法律は、正式には「あらゆる人種差別、反ユダヤ主義または排外主義の行為を禁止する法律」<sup>(26)</sup> といい、一八八一年出版法および刑法典の一部を改正するものである。同法は、七二年法に規定される犯罪につき有罪とされた場合に、裁判所の命令によりその判決を被告人の費用負担で官報などに掲載すること、差別的な言動の対象となった集団に対して反論権 (droit de réponse) を付与することなどを定めたほか、次のような注目すべき規定を新設した。「……一九四五年八月八日のロンドン協定に付属する国際軍事裁判所規程に定められ、かつ同規程第九条の適用により違法と宣告された組織の構成員またはフランスの裁判所もしくは国際裁判所により当該犯罪につき有罪とされた者により遂行された、一または複数の人道に反する罪の存在に異議を唱えた者は……処罰される。」(第九条)

この規定は、先にみた見直し論・否定論のテーゼにおいて、ナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策(具体的には強制収容所・ガス室・人体実験)が「でっち上げ」として総否定されていることを意識して挿入されたものとみられる。ここに登場する「人道に反する罪」(crime contre l'humanité) は、<sup>(27)</sup> ナチス犯罪を裁く国際軍事裁判において、一般の戦争犯罪 (crime de guerre) とは区別されるものとして提唱されたものである。この犯罪を規定した国際軍事裁判所規程第六条(c)は、これを「戦争前または戦争中に、あらゆる一般市民に対してなされた殺人、せん滅、奴隸化、強制的移送その他の非人道的行為、または政治的、人種的もしくは宗教的理由に基づく迫害」と定義つけた。

ジャン・ルイ・クレルジュリー (Jean-Louis Clergerie) は、「人道に反する罪」の特徴を「戦争犯罪」と対比させて、次のように説明する。——それ自体、成文法・戦争慣習法・国内刑法違反となる戦争犯罪と異なり、人道に反する罪は「合法的に」行われる。なぜならそれは国家の命令により行われるからである。言い換えると、人道に反する罪の成立要件の一つとして、国家の最高の地位にある者が「系統的かつ合目的なやり方で、ある民族的、社会的、宗教的または文化的集団を破壊・根絶する意図」を有していることが証明されねばならない。さらに人道に反する罪は、対象となる集団を根絶する際にとられた手段が非人道的なものであることを要件とする。具体例をあげれば、レジスタンス活動を理由としてドイツ軍がある女性を逮捕するのは「合法」であるが、彼女を拷問にかけるのは「戦争犯罪」を構成し、さらに彼女を強制収容所に送還してその身体を人体実験に供するのは「人道に反する罪」を構成する。<sup>(28)</sup>

戦争犯罪および人道に反する罪は、それらの時効を廃止する国連条約が一九六八年一月二六日に採択されている。フランスはこの条約を批准していないが、これに先立つ一九六四年二月二九日の法律で、人道に反する罪についてのみ時効を廃止している。時効に関して戦争犯罪と人道に反する罪とを区別したことは、その後提起された二つの戦犯裁判において、フランスの裁判所が両者を区別する必要を生じさせた。

一つは、大戦中にナチス親衛隊リヨン支部長としてユダヤ人らを多数、拷問し殺害したとされるクラウス・バルビー (Klaus Barbie) に対する裁判である。この裁判では、リヨン控訴院がバルビーの行為を、レジスタンスの戦闘員に対する拷問・殺害として戦争犯罪と認定した(一九八五年一〇月四日)のに対し、破毀院は人道に反する罪を認定して原判決を破棄し、ローヌ重罪裁判所に事件を差し戻した(同年二月二〇日)。ローヌ重罪裁判所は人

道に反する罪を適用し、バルビーに無期懲役を言い渡した（一九八七年七月一四日）。この事件で争点の一つとなっていたのは、問題とされた非人道的行為が「イデオロギー的支配政策を実行する国家の名において」なされたかどうかという点であったが、リヨン控訴院は、ヴィシー政府（大戦中に樹立されたフランスの親独政権）がそのような政策をもっていなかったとし、逆に破毀院はこの点を認定したのである。

バルビーの配下であり、ヴィシー政府時代に親独義勇隊の隊長であったポール・トゥヴィエ (Paul Touvier) は、七人のユダヤ人に対する拷問や略式処刑を命じたことにより、フランスで実質的に初めて人道に反する罪で起訴された。パリ重罪裁判所は、しかし、人道に反する罪の成立を認めず無罪とした（一九九二年四月一三日）。これに対し破毀院は、僅差でこの罪の成立の可能性を認め、事件をイヴリーヌ重罪裁判所に差し戻した（同年一月二七日）。差し戻し審の判決は一九九四年四月二〇日、イヴリーヌ重罪裁判所より下され、トゥヴィエは終身刑を言い渡された。本件では、ユダヤ人の処刑にあたってトゥヴィエが実質的に関与した（犠牲者を「選別」した）かどうか判断の分かれ目となった。

人道に反する罪に関する動きとして、最後に一九九四年三月一日から施行されたフランス新刑法典について言及しておく。同法典は第二部「人に対する罪」の中に新たに第一編「人道に反する罪」を設けたうえで、この犯罪についての時効の廃止をも規定している。

### 三 「反ユダヤ主義」「見直し論」をめぐる諸事件

以上、フランスにおける反ユダヤ主義・見直し論などの動向と、これらに対処するための立法措置の経緯を俯瞰してきた。本節では、このような状況の中で具体的にいかなる事件が生起しているかを、最近のものに限って見ていくことにする。これを通して、「反ユダヤ主義・見直し論を法的に規制することの困難性が浮き彫りにされると思う。

一九八七年、フランスにおける見直し論の拠点と目されていた雑誌『歴史見直し論年報』(*Annales d'histoire revisionniste*)が販売禁止とされた。これは、パリ大審裁判所が同年五月二五日、同誌の編集人ピエール・ギユイヨーム (Pierre Guillaume) および書籍運輸会社に対し、同誌の発送・頒布および販売を禁止する命令を、前述の一九七二年法に基づいて発したものである。命令の中で、裁判官ジェラルド・プリュエット (Gerard Puyette) は次のように述べている。「裁判所が歴史について審判する資格も権限もないとしても、また歴史家の権利が留保や裁判官による統制もなしに自由に行使されるべきものであるとしても、歴史家は、自由の正当な行使には責任が伴うという共通の規範に服することを免れない。ギユイヨームらは、ユダヤ人虐殺の事実を否定する雑誌を意図的に頒布・販売することにより、人々とりわけナチズムの犠牲者の遺族や自分をユダヤ出身と考えているすべての人に対して、そのような犠牲はなかったということを、彼らに反論するすべを与えることなく押し付けようとするものである。〔それは〕明らかに、人々の集団の出身を理由とする差別を扇動し、現実には暴力的な反応を引き起こす可能性がある。<sup>29)</sup>」

一九九〇年五月一四日、同じく見直し論系の雑誌『レイヴィジョン』の編集長アラン・ギオネ (Alain Guionnet)

が、パリ大審裁判所第一七軽罪部より禁固三カ月の刑を言い渡された。ギオネが同誌において反ユダヤ主義の言説を行ったことが、「差別、憎悪および人種差別的暴力の扇動」として有罪とされたのである。<sup>(30)</sup>

一九九二年三月一三日付の『ル・モンド』紙によれば、環境保護派の政党「エコロジー世代」の候補者の一人であったジャン・ガブリエル・コーンバンディ (Jean-Gabriel Cohn-Bendit) が、かつて歴史見直し論の学説を支持するような発言をしたことを否認した。彼は、この言説のため「エコロジー世代」の候補者を辞退するよう求められた。<sup>(31)</sup>

一九九三年一月には、否定論を唱導する団体の官報への登録に関して反人種差別団体が異議を申し立てるといふ事件が起こっている。問題となった団体は「ゲソット法の犠牲者全国友の会」なるもので、「ガス室問題について反論を展開する」ことをその目的として掲げていた。この団体の官報 (*Journal officiel*) への登録に抗議したのは、「反人種差別・諸人民の友愛のための運動」 (*Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples, MRAP*) である。この抗議は、人道に反する罪の存在に異議を唱える発言や著作を禁止するゲソット法に基づいてなされたものだが、団体の登録は行政当局の事前の審査や認可を必要とせず法上当然になされるとした憲法院判決があるため、MRAPの要求は通らないとみられている。<sup>(32)</sup>

一九九三年二月、国民教育省の発した通達をめぐると悶着があった。同省の正規の通達に似せた用紙を使って作成された偽造通達が、リセの校長および歴史学の教師たち宛に送付されたというものである。この偽文書は、学校でホロコースト・ガス室否定論を生徒たちに教えるべきことを指示している。ジャック・ラング (Jack Lang) 文相は直ちに別の通達を発して当該文書は「粗雑な偽物」だとしたうえ、この件につき告訴する意思を表明した。<sup>(33)</sup>

以上見てきたのは、どちらかという挿話的な諸事例である。もちろん、これらの中にも問題の所在を示しているものがあるが、見直し論・反ユダヤ主義との闘いにおける問題点をより明瞭に示すものとして、以下、二つの事例を紹介する。

第一は、フォリソン事件である。前述したフランス見直し論の指導者ロベール・フォリソンは、一九八一年以来、少なくとも三回は裁判所に召喚されたが、一九九一年三月、前年に成立したゲソット法の最初の適用により起訴された。フォリソンが前年九月に月刊誌『今月のシヨック』誌のインタビューで、ナチスのユダヤ人絶滅政策とりわけガス室殺人の事実を否定し、さらにニユルンベルグ国際軍事裁判が何ら確実な証拠に基づいていなかったと述べたことが訴追の理由となっている。事件はパリ大審裁判所第一七軽罪部に係属したが、そこで展開された「フォリソン公判」は、ゲソット法の一つの弱点を露呈させることとなった。そのことを、公判の様様を伝える一九九一年三月二二日付『リベラシオン』紙の記事に見てみる。<sup>34</sup>

〔公判冒頭、フォリソンに対する人定質問中〕付帯私訴の当事者である「強制収容者協会」の弁護士ジュアノー (Mr Jouanneau) がこれを遮った。「ここに出席している者はそれぞれ自分の発言に責任をもつ必要があります。被告人は、当法廷ではニユルンベルグ裁判で規定された人道に反する罪に異議を唱えることは許されません。」これに呼応して、「ブナ・モノヴィッツ強制収容者友の会」の弁護士コルマン (Mr Korman) も絶叫した。「法廷がこうした学説に共鳴する場になるのは耐えられません!」

昨日、パリ大審裁判所第一七軽罪部で行われた公判で、付帯私訴の当事者たちはその訴訟戦略を初めからあらわにした。

——ガス室の存在に関する論争をさせないことである。このため、彼らはいかなる証人の召喚も要求しなかった。被告人に、そのホロコースト否定の思想を(法廷に)広めさせないこと。彼らが告発しようとしたのが、まさしくこの思想だからである。

弁護人たちは、彼らの持っている新しい武器が、この目的を達成することを可能にするものと考えていた。

その武器とは、一九九〇年七月一三日のゲソット法により導入された「歴史見直し論の罪」(délit de révisionnisme)の規定である。同規定は、ナチスにより行われた人道に反する罪に異議を唱えることを有罪としている。ロベール・フォリソンは、差別、憎悪または人種差別的な暴力を扇動したことで、すでに司法の裁きを受けている。しかし昨日の公判は、「歴史見直し論の罪によるものとしては」初めてのものである。付帯私訴の当事者たちは、この機会を、「見直し論に」とどめをさすために利用するつもりなのである。

ヴィシーの小柄な男(「フォリソン」)は、一九九〇年九月、彼らに待ちに待ったチャンスを与えた。「ショック・ド・モワ」誌のインタビューで、彼は、ガス室の存在やナチスのユダヤ人絶滅政策についての彼の考え(彼はこれらを否定している)を再び説いた。検察と強制収容者の諸団体は、彼を裁判の場に引きずり出した。しかし彼らは、この大学教授が防御権を行使する恐れのあることを忘れていた。

法は、被告人が公判廷でなした発言についての免責特権を定めている。しかしジュアノー弁護士は、この免責は限られた範囲でしか適用されないと見なしている。つまり、裁判官に対する侮辱、罵言、名誉毀損の発言についてのみということである。これに対して、フォリソン側の弁護人デルクロワ (Mr Delcroix) は異議を唱えている。

(以下、法廷でのやりとり)

フォリソン 「免責されようがされまいが、本日、私は昨日まで言ってきたことを言い、明日から言うであろうことを言いたい。我々は歴史の大嘘を目の当たりにしているのだ！」

——傍聴席ざわめく。

フォリソン 「我々はひどい中傷と不愉快な侮辱にさらされている！」

ジュアノー「さあ、始めましょう！」

——このようにロベール・フォリソンは、明らかに新たなホロコースト否定論の罪を公然と犯している。これは阻止されなければならぬ。一四時三五分、グレイエ（Grillat）裁判長は休廷を宣した。一四時四五分、審理が再開され、グレイエ裁判長は次のように説示した。

裁判長「立法者がこの規定を設けたからには、当然に何らかの論争があつたはずであります。したがって、被告人がこのような発言をするに至つた理由を説明する機会が与えられなければなりません。それをさせないことは難しいように私には思われます。」

ジュアノー「新たな犯罪が犯される場に私は居合わせたくはありません。退廷します。」

——デルクロワ弁護士は、もし彼の依頼人であるロベール・フォリソンが否定論を唱えることにより犯罪を犯すことになるのなら、有罪の証拠とされた『シヨック』誌を読み上げているグレイエ裁判長も同罪である、と考えていた。その朗読はまだ終わっていない。ロベール・フォリソンは、籠に入れて持参したニュルンベルグ裁判に関する四一巻もの資料を法廷に提出することを望んでいた。付帯私訴側は、これに異議を唱えた。

付帯私訴側「彼は、我々に講義をしようとしている！」

——デルクロワ弁護士は声を張り上げた。「あなたがたは魔女裁判をやろうとしているのです！」一五時五分、再び休廷。一五時七分再開。

裁判長「被告人はどのくらいの時間を必要としますか？」

フォリソン「四時間です。ニュルンベルグ裁判の判決の中にガス室の存在とナチスのユダヤ人絶滅政策なるものの証拠があるならば、それを示していただきたい。」

傍聴席「許せない！裁判長、だまされなくてください！」

——フォリソン、発言を続ける。傍聴席の二女性が叫んだ。「私は証人です！私の五人の兄弟はみな収容所に取り残されたのですよ！」彼女は泣き出した。廷吏が彼女を退廷させた。

フォリソン「どなたか私に証拠を示してください！」

一女性「げす野郎！」

裁判長「こんなに騒々しくは何もできません。あなたがたは、出て行ってもいいのですよ！」

一男性「裁判長、私はガス室を取り壊した経験があります。私はすべてを目撃しました。全部、全部、全部ですよ！  
見取り図だって書けるんです！」

裁判長「この男を退廷させなさい！」

一男性「やるなら腕ずくでやってみろ！」

裁判長「外に出しなさい！」

傍聴席「出て行きませんか！廷吏こそ出て行ってください！」

——ざわめきと混乱の中で、一五時二〇分、休廷。一六時一〇分、開廷。

ジュアノー「被告人の防衛権と一九九〇年七月一三日法との間には矛盾があることがはっきりしました。解決策としては非公開審理しかありません。そうすればフォリソンは心配することなく何でも言うことができます。防衛権は尊重されますし、混乱が起きる心配もありません。」

——法廷はあつけにとられた。公開の論争が必要なのに、非公開審理とは？テルククロワ弁護士が反駁した。「非公開審理にすべきではありません。当法廷にいる何人かの妨害者は、廷吏の手助けがあれば排除することができます！」一六時二五分、ま

たもや休廷。一六時三〇分、審理再開。裁判長は非公開審理を拒否。フォリソンは陳述を開始した。一六時三五分、叫び声が広がった。——「嘘つき！ばかやろう！こんな男を裁判にかけるなんて！」傍聴人は法廷を出て行こうとした。

コルマン「フォリソンの発言は耐え難いです。私たちはもう審理をやめようと思います。」

裁判長「公訴を提起したのは、あなたがた付帯私訴側なのですよ！」

コルマン「しかし、彼はひっきりなしに違法行為を続けているではないですか。」

裁判長「どうすれば被告人の発言を聞かないことができるのですか！説明してください。どういふうに防御するかは被告人の自由なのですよ。」

コルマン「私たちはそれに異議を唱えているわけではありませんよ！」

裁判長「いや、唱えています。法廷を出て行こうとしているではありませんか。」

——付帯私訴側が退廷し、まばらとなった傍聴人に対し、ロベール・フォリソンは何の不安もなく、その否定論の弁論を長々と展開することができるようになった。付帯私訴側は、彼らが欲していたものとは正反対の結果を得たことになる。

この「歴史見直し論の罪」の適用が困難であろうことはすでに知られていた。しかし、これほどまでに困難とは誰も思わなかっただろう。法律規定そのものが問題なのだ。法案の採決のときにも、この規定は、右翼の間に不和の種を蒔き、ル・ペン (Le Pen、国民戦線党の党首) を政界から追放しようとする反人種差別政策の一環として提出されたものであった。その結果どうなったか。ル・ペンは、自らを殉教者として印象づけることに成功したし、今また、歴史否定論の罪はロベール・フォリソンを利することになっているのである。

ミシェル・アンリ (Michel Henry)

混乱のうちに行われたフォリソン裁判は、執行猶予付罰金一〇万フランと被告人の費用負担による判決文の新聞

への掲載を内容とするパリ大審裁判所の判決により、一応の決着をみた。判決の中でグルイエ裁判長は、ゲソット法を念頭において「正規の手続により起草され公布された法律の妥当性について判断を下すのは当法廷の職責ではない。基本的人權の行き過ぎや濫用を防止するために法を整備するのは立法者の自由である」としつつも、「ナチズムの犠牲者の記憶に考慮を払うという意味でも、またナチズムの基本精神の一つであった人種差別をすべて排除する意味でも、表現および意見の自由を制限することは必要である」と、同法を擁護する姿勢を示した。<sup>(35)</sup>

反ユダヤ主義をめぐる最近の主要な事例として、第二に、ノタン事件をあげねばならない。この事件は、一九九〇年にリヨン第三大学の経済学の助教授ベルナル・ノタン (Bernard Notin) が、雑誌『経済と社会』に寄せた論文の中で反ユダヤ主義、見直し論を展開したことにより、同大学の教員・学生の非難と反発を買い、ついには懲戒処分を受けたというものである。各級の懲戒機関が相反する判断を下したという点に、この事件の特徴がある。

最初の決定は、同大学の教授・助教授七名により構成された懲戒委員会 (commission de discipline) のものである。同委員会は、長い審議の末、一九九〇年七月一八日、ノタンに対して一年間の休職およびその間の給与の半額削減という処分を決定した。処分理由は、ノタンが「大学の誠実さ、中立性、客観性、寛容さを疑わしめるような論文を書いたことにより、大学と科学者の信用を傷つけた」というものである。<sup>(36)</sup> この決定を不服としたノタンは、高等教育研究全国評議会 (Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche, CNERSE) に提訴した。同評議会は大学懲戒委員会の決定を破棄し、実質的な再審査を行った後、二年間の昇進停止という処分に改める決定を一九九一年三月一五日に下した。決定理由は、ノタン論文が「形式的にも内容的にも、知的な誠実さ、他者の尊重といった規範や、寛容と客観性の原則にも反する」というものだが、大学懲戒委員会の決定よりも軽い処

分としたのは、同委員会の審査における手続上の瑕疵——証人の供述書がノタン側の弁護士に送致されなかったこと——によるとしている。<sup>(37)</sup> ノタンは、この CNESEK の決定をも不服として、さらにコンセイユ・デタに上訴した。一九九三年五月一九日、フランスの最高行政裁判所は「理由不十分」としてノタンに対する懲戒処分を無効とした。判決の中でコンセイユ・デタは、CNESEK が「表現の自由の限界を逸脱したとされる論文の箇所を分析し、より厳密に過失の有無を判定すべきであった」としている。<sup>(38)</sup>

コンセイユ・デタの処分無効の判決は、リヨン大学のみならず、フランスの高等教育機関全体に衝撃を与えたようである。その当惑ぶりを、『リベラシオン』紙のベルナル・フロマンタン (Bernard Fromentin) 記者は次のように伝えている。<sup>(39)</sup>

……大学の内部において、いかにして歴史の歪曲者と闘うのか。大学に不可欠な「言論の自由」を危機に陥れることなく、どんな武器を用いなければならないのか。ナンテール大学の法科教授で人権連盟執行部のメンバーでもあるタニエル・ロシヤク (Daniel Lochak) にしてさえも、当惑を隠していない。「もし私が似たようなケースに直面したら、私は全く何をすればよいかわからないだろう。」パリ第二大学の法科教授で「国民戦線党」政治局員であるジャンクロード・マルティネ (Jean-Claude Martinez) が、その講義を演説会に変えたとき、多くの同僚が激怒した。しかし、彼が違法行為を犯すのを待つ以外に、どうすればいいのか。歴史家たちは、このような扇動に、厳格な歴史研究を対置しようと努力している。また博士号の授与においても警戒心が増大している。しかし、このような攻撃行為が大学の外でなされた場合にはどうすればいいのか。行為者が歴史家ではなく、ベルナル・ノタンのような経済学者であったり、ロベール・フォリソンのような文学教授資格者であった場合はどうか。

## 四 若干の考察

フランス革命二〇〇周年の年にストックホルムで開かれたフランスとスウェーデンの法学者による共同シンポジウムにおいて、スウェーデンのペーター・ノーベル (Peter Nobel) が「レイシズムと排外主義に対する行動」と題する報告を行った。その中でノーベルは、国連の人種差別撤廃条約が締約国に要請する差別表現規制の立法措置を、ヨーロッパ各国が十分にとっていないと指摘した。スウェーデンも刑事制裁につながるような規制立法はもっていないという。ノーベルはこの状況に対して *「pacta sunt servanda」* (約束は守られるべし) の法格言をもち出し、立法措置の必要性を主張している。ただし、彼は「法を制定するということは、訴訟が多発する結果になることを意味しない。そうではなく、国民に何が許され、何が許されないかを教えること、彼らに行動の規範を提示することが重要なのだ」とも述べている。<sup>(40)</sup>

法が行動規範の提示という機能を有するのはたしかである。しかし、法はそれにとどまらない。違反に対して国家権力による制裁が発動されるのが法の本質である。その制裁が刑事制裁 (刑罰) である場合、人々に対する法の機能は、単に行動規範・行動指針を提示するという範囲を大きく超えることになる。そうであればこそ、法の制裁が発動される場合には、実体上および手続上の適正さが、やはり法の名において要請されるのである。

フォリソン事件で被告人の防衛権が一つの落とし穴となったこと、ノタン事件で懲戒処分の手続上の瑕疵が問題となったことは、右に述べた事情による。この点が、反ユダヤ主義や見直し論などの言説に対して法的な規制を行

うことの一つの困難さを示している。

フォリソン事件では、公判廷の模様からも知られるように、刑事裁判の場が見直し論者の新たな宣伝舞台に転化してしまふという問題が明らかとなった。これは、小論冒頭に紹介したカナダのキーグストラ事件の構図と全く同一である。この問題は、ゲソット法の制定時にすでに指摘されていたところであった。つまり、見直し論を犯罪として処罰しようとすれば、刑事訴追そのものが「見直し論者たちに、自分たちを贖罪のいけにえとして示す機会を与えることになる」という危惧が表明されていたのである。

大学を舞台とするノタン事件では、手続上の問題に加えて、反ユダヤ主義の言論を規制することが教育研究機関の保持すべき学問の自由やそれに由来する大学教員の身分上の権利を侵害することになる、というやっかいな問題が提起された。いかなる処分が妥当かという点をめぐる議論において「戒告処分程度にとどめるべきだ」としたピエール・シヨニユ (Pierre Chauvin) の主張が、この点で参考となる。——「我々は、このような主張（ホロコースト否定論）が真実に反していることを、その方法と主張の欠点を逐一指摘することにより論駁しなければならぬ。こうしたタイプの者は、殉教者になることだけを望んでいるのだ。ホロコースト否定論者には、原則的な懲罰 (une sanction de principe) を課したうえで、勝手にわめかせておけばよい。ある時期がくれば、こうした者たちはどこか他のところへ行ってしまうだろう。」<sup>(42)</sup>

ノタン事件のその後の経過は、シヨニユの主張の妥当性を示唆する。コンセイユ・デタ判決の後、ノタンは法的には復職を認められたはずだが、実際には教壇に復帰していない。「フランス・ユダヤ学生連盟」などの学生団体の抗議・反発によりそれができないのである。<sup>(43)</sup> 一九九四年六月に、モロッコの大学がノタンを教員として招聘する

とのニュースが流れたが、その翌日には当のモロッコの大学がこの情報を否定する声明を発している。<sup>(44)</sup> リヨンでもモロッコでも、ノタンは *(persona non grata)* (好ましくない人物) なのである。

このような、法によらない、いわば政治的・社会的な非難を対置することの中に、真の解決策が示されているように思う。カナダの状況に関して A・アラン・ボロヴォイ (A. Alan Borovoy) が述べた「法のさるべつてはななく、政治的な非難により憎悪宣伝に対処すべし」<sup>(45)</sup> との主張が、この場合にも妥当するように思える。

## 注

- (1) Takashi Narushima, "Hate Propaganda and the Canadian Charter of Rights and Freedoms", カナダ研究年報 一一号 (一九九一年) 五七頁以下。
- (2) 成嶋隆「カナダの新憲法と表現の自由」國武輝久編『カナダの憲法と現代政治』(同文館・一九九四年) 一三五頁以下。
- (3) Bruce P. Elman, "Combating Racist Speech: The Canadian Experience", *Alberta Law Review*, Vol. XXXII, No. 4, 1994, pp. 623-666.
- (4) 例えは *The Edmonton Journal* 一九九四年九月九日付の社説 "Leave Keegstra to his own shadows" など。
- (5) "Antisemitisme", *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*, Vol. I, 1982, p. 548.
- (6) アブラム・レオン著湯浅赴男訳『ユタヤ人問題の史的展開〔新装版〕』(柘植書房・一九九四年) 一七九頁以下。
- (7) Yohanan Manor, "L'Antisémisme", *Revue française de science politique*, Vol. 34, N° 2, avril 1984, p. 298.
- (8) Catherine Nicault, "Antisémisme et négationnisme", *Relations internationales*, N° 65, printemps 1991, p. 60.

- (9) レオン＝湯浅・前掲、一九一頁。
- (10) Nicault, *op. cit.*, p. 49.
- (11) Manor, *op. cit.*, pp. 298-299.
- (12) *Ibid.*, p. 309.
- (13) *Ibid.*, pp. 307-308.
- (14) ヘルント・シークラー著、有賀健・岡田浩平訳『いま、なぜネオナチか?』(三元社・一九九二年)も、「偽装した」反ユダヤ主義「反シオニズムの仮面をかぶった反ユダヤ主義」などの表現でこのことを指摘している。(同書一四五頁以下)
- (15) Manor, *op. cit.*, p. 319.
- (16) *Ibid.*, p. 320.
- (17) *Ibid.*, p. 303.
- (18) François de Foutette, *Sociologie de l'Antisemitisme*, "Que sais-je?" N° 2194, Presse Universitaire de France, 1984, pp. 109-110.
- (19) Pierre Milza, "Le négationnisme en France", *Relations internationales*, N° 65, printemps 1991, p. 9.
- (20) *Ibid.*, p. 13.
- (21) *Ibid.*, p. 16.
- (22) *Le Monde*, 7 novembre 1992.
- (23) 内野正幸『差別的表現』(有斐閣・一九九〇年)五五―六〇頁。
- (24) Loi N° 72-546 du 1<sup>er</sup> juillet 1972 relative à la lutte contre le racisme, *J. O.*, 2 juillet 1972.

- (25) 四条(a)「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別的煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは種族的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれらの行動の煽動、及び人種優越主義的諸活動に対する財政的援助を含むいかなる援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する。」同(b)「人種差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によって処罰されるべき犯罪であることを認める。」(ナタン・レルナー著／齋藤 恵彦・村上正直訳『人種差別撤廃条約』(解放出版社・一九八三年)二六六頁)
- (26) Loi N° 90-615 du 13 juillet 1990 tendant à réprimer tout acte raciste, antisémite ou xenophobe, *J. O.*, 14 juillet 1990.
- (27) 「人道に反する罪」につき、以下参照。Jean-Louis Clergerie, "La notion de crime contre l'humanité", *Revue du droit public*, 5-1988, pp. 1251-1262; Catherine Grynfogel, "Touvier et la justice, une affaire de crime contre l'humanité?", *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, (1), janvier-mars 1993, pp. 62-72; C. Grynfogel, "Le concept de crime contre l'humanité", *Revue de droit pénal et de criminologie*, janvier 1994, pp. 13-51; Mireille Delmas-Marty, "Le crime contre l'humanité, et l'irréductible humain", *Rev. sc. crim.*, (3), juil. -sept. 1994, pp. 477-490; 藤田久一「人道に対する罪」法学教室一六七号(一九九四年八月)二—三頁、岡上雅美「フランス新刑法の研究4・刑法各則(1)——人に対する罪」法律時報六六卷一〇号(一九九四年九月)九二頁以下。
- (28) Clergerie, *op. cit.*, p. 1261.
- (29) *Le Monde*, 27 mai 1987.
- (30) *Le Quotidien de Paris*, 15 mai 1990.
- (31) *Le Monde*, 13 mars 1992.

- (32) *Le Monde*, 1<sup>er</sup> janvier 1993.
- (33) *Le Monde*, 3 février 1993.
- (34) "Les délits en direct du Professeur Faurisson", *Liberation*, 22 mars 1991.
- (35) *Le Monde*, 20 avril 1991.
- (36) *Liberation*, 19 juillet 1990.
- (37) *Le Monde*, 20 mars 1991.
- (38) C. F., 19 mai 1993, *Rec. Daloz Sirey/Heb.*, 1<sup>er</sup> juillet 1993, p. 164.
- (39) "A Lyon, la lente exclusion de Bernard Notin", *Liberation*, 22-23 mai 1993.
- (40) Peter Nobel, "L'action contre le racisme et la xénophobie", in "Colloque franco-suédois sur les nouveaux enjeux des droits de l'homme" (Stockholm, 20-21 avril 1989)", *R. D. P.*, 5-1990, pp. 1309-1318.
- (41) Bernard Jouanneau, "Une loi est nécessaire", *Le Figaro*, 18 septembre 1989.
- (42) *Liberation*, 19 juillet 1990.
- (43) *Le Figaro*, 19 mars 1991.
- (44) *Le Monde*, 9 juin 1994; *Liberation*, 11-12 juin 1994.
- (45) A. Alan Borovoy, "How not to fight Racial Hatred?", in D. Schneiderman, *Freedom of Expression and the Charter*, Carswell, 1991, p. 247.